

様式 1

事業報告書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 三誠会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市浜北区於呂3181番地1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成15年12月 4日

- (4) 設立登記年月日 平成15年12月10日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	杉本 昌宏	北斗わかば病院管理者
理 事	河村 智昌	
同	河村 善昌	
同	杉本 唯加	
同	市川美江子	
同	黒木 辰芳	
同	西山 隆幸	
同	吉田 賢一	
同	高橋 朋子	
同	小出 弘寿	
監 事	内山 正吾	

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として

管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	北斗わかば病院	静岡県浜松市浜北区於呂 3181 番地 1	療養病床 142 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 訪問看護事業 ・ 浜松市の指定又は委託を受けて行う介護保険法に基づく第一号事業 	静岡県浜松市浜北区豊保 245 番 6	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 8 月 2 5 日 令和 4 年度決算の決定
 " 役員報酬限度額の決定
 令和 4 年 1 0 月 2 7 日 理事退職金及び功労金の支給の承認
 令和 5 年 6 月 2 2 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

- ・令和4年 7月25日 耳鼻いんこう科開設
- ・令和4年 7月 耳鼻いんこう科診察室新設工事
- ・令和4年10月 簡易陰圧装置購入
- ・令和4年12月 電子カルテシステム用端末機、サーバー及びシステム購入
- ・令和5年 1月 オンライン資格確認システム購入

法人名 医療法人社団 三 誠 会
所在地 静岡県浜松市浜北区於呂3181-1

※医療法人整理番号

財産目録

(令和 5年 6月30日現在)

1. 資産額	2,258,813 千円
2. 負債額	1,684,540 千円
3. 純資産額	574,273 千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産合計	889,527
B 固定資産合計	1,369,285
C 資産合計 (A+B)	2,258,813
D 負債合計	1,684,540
E 純資産合計 (C-D)	574,273

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 三 誠 会
 所在地 静岡県浜松市浜北区於呂3181-1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	889,527	I 流動負債	202,865
現預金計	512,051	短期借入金	60,000
医業未収金	344,742	未払金	79,527
医薬品料	7,917	未払費用	47,030
給食用材	1,039	預り金	12,560
貯蔵品	3,136	未払消費税等	3,132
前払費用	13,354	未払法人税等	616
立替金	254	II 固定負債	1,481,675
仮払金	23	長期借入金	1,481,675
仮払税金	9,080	負債合計	1,684,540
貸倒引当金△	2,068		
II 固定資産	1,369,285	純 資 産 の 部	
1 有形固定資産	1,262,545	I 出資金	
建物	858,252	II 基金	50,000
建物付属設備	159,292	III 積立金	524,273
構築物	22,889	繰越利益積立金	524,273
医療用器械備品	10,266	(うち当期利益(損失))	52,996
その他の器械備品	28,579	IV 評価・換算差額等	
車両及び船舶	14		
一括償却資産	1,506		
土地	181,747		
2 無形固定資産	44,037		
ソフトウェア	43,814		
電話加入権	216		
リサイクル預託金	7		
3 その他の資産	62,703		
出資金	6,333		
敷金	12,960		
長期前払費用	43,410		
資産合計	2,258,813	純資産合計	574,273
		負債・純資産合計	2,258,813

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 三 誠 会
理事長 杉本 昌宏 殿

私（注1）は、医療法人社団三誠会の令和4年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月25日

医療法人社団 三誠会

監事 内山 正吾



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。